○厚生労働省告示第百五十八号

書 令 に 生 に 類 基 労 基 和 医 0 働 \mathcal{O} づ づ 療 < 告 年二 き、 省 法 届 社 出 示 告 会 月 昭 で 示 \mathcal{O} 医 あ 医 適 第 療 和 以 降 0 療 用 法 二 十 三 百 て、 法 + 第 前 \mathcal{O} 月 九 兀 人 に 年 号) 一 一 当 に 行 \mathcal{O} 該 法 分 係 わ 条 0 律 る \mathcal{O} 申 れ 第二 認 実 請 \mathcal{O} た 部 績 又 定 医 百 第 を は 療 を \mathcal{O} 含 申 法 次 五. 届 号。 む 出 請 施 項 \mathcal{O} 第 表 Ł 12 行 又 は 令 五. 以 \mathcal{O} お \mathcal{O} 下 号 に け 社 ょ 昭 う に る 会 0 医 É 規定 法 法 和 7 第 療 て 十二十三 改 は、 匹 す 法 正 という。 十二条 る 人による法 し、 年 改 厚 政 正 令 生 令 後 0 和 労 第三 告 三 働 第 第 第 大 匹 年 示 百 + 臣 \mathcal{O} 五 兀 + 三 十 項 規 が 月 第 条 定 定 条 第 .六号) の 二 を 五. \Diamond 日 号 適 る か 用 5 第 ハ 基 第 に 項 適 す 準 規 \mathcal{O} 項 る 用 五. 第 定 規 平 条 す る。 す 定 成二 五. \mathcal{O} る実 号 12 五 十 基 0) た \mathcal{O} 績 だ づ 規 規 年 < 定 に 定 厚

令和三年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

	とも一会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が六百以上」とで、それぞれ同表の中欄(当該会計年度の前三会計年度のうち少なくとも一会計年度の前三会計年度に国又は地方で、それぞれ同表の中欄(当該会計年度の前三会計年度に国又は地方の共立とのでで、それぞれ同表の中欄(当該会計年度の前三会計年度に国又は地方の共立とのでである。
計年度」とあるのは「当該会計年度の前二会計年度」とする。 」とあるのは「二以上」と、第五条第三号中「当該会計年度の前三会と、「三で除して得た」とあるのは「二で除して得た」と、「三以上計年度の前三会計年度」とあるのは「当該会計年度の前二会計年度」	けて休業した日がある場合は下欄)に掲げる基準値以上であり、かつ「、別表一の上欄に掲げる月数の区分に応じて、それぞれ同表の中欄を七・五から招防した数」と「同号ロ中「七百五十ら上」とあるのは
得た」とあるのは「二で除して得た」と、第四条第二の前二会計年度」と、「七・五」とあるのは「五」と第三号中「当該会計年度の前三会計年度」とし、平成二十一年度にお該会計年度の前会計年度」とし、平成二十一年度にお	て休業した日数に○・○二を乗じて得た数を三る。)の発生又はまん延に起因するものに限る能力を有することが新たに報告されたものに限年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコとあるのは「、国又は地方公共団体からの要請とあるのは「、国又は地方公共団体からの要請
年度」とあるのは「当該会計年度の前会計年度」と、「件数を三で除る計年度の前三会計年度の前三会計年度の前三会計年度の前三会計年度の前三会計年度の前三会計年度」とあるのは「二・五」と、「件数を三で除して得た数と、「七・五」とあるのは「二・五」と、「件数を三で除して得た数会計年度の前三会計年度」とあるのは「当該会計年度の前会計年度」とあるのは「当該会計年度の前三会計年度」とあるのは「当該会計年度の前三会計年度」とあるのは「当該会計年度」とあるのは「当該会計年度」とあるのは「当該会計年度」と、「七・五」とあるのは「当該会計年度」と、「件数を三で除せ、「十五、「本数」と、第四条第三号中「当該会計年度の前会計年度」と、「件数を三で除き、「七・五」と、「中数を三で除せ、「十五、「中数を三で除き、「十五、「中数を三で除り、「七・五」と、「中数を三で除り、「七・五」と、「中数を三で除り、「七・五」と、「中数を三で除り、「七・五」と、「中数を三で除り、「七・五」と、「中数を三で除り、「七・五」と、「中数を三で除り、「七・五」と、「中数を三で除り、「七・五」と、「中数と三で除り、「七・五」と、「中数と「一、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	二月以降の月の分の実績を含む場合においては、第一条第三号中「七岩が高司法第四十二条の二第一項第五号ハに規定する実績に令和二年、第五条の五の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は社会を療法人による医療法第五十二条第一項の規定に基づく書類の届出に、との規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は社会を療法人によるを療法第五十二条の二第一項第五号に規定する厚度が表し、との表達を次のように定め、平成二十年四月一日からを変法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条の二第一項第五を療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条の二第一項第五
改正前	改正後

合は、 超える場合は、 日数 は うことができなかった日数 けて医師の派遣を行うことができなかった日数 派遣日数に限る。 た日数」と、 が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日)を控除し 要請を受けて休業した日数 回診療を行うことができなかった日数 を除く。 三号イ中「百六日」とあるのは「百六日から国又は地方公共団体から 要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数(当該日数 が 九日を超える場合は、 月当たり は 「二百九日」とあるのは 診療日数に限る。 当該月については九日) 百六日 を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数 一条第一 当該月については十七日)を控除した日数」と、 派遣日数を除く。 から国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行 が 兀 同号ロ中「派遣日数に限る。 日を超える場合は、 五十三日から国又は地方公共団体からの要請を受けて巡 診療日数を除く。 項第三号イ中 当該月については四日))が百六日から国又は地方公共団体からの要請を受 が百六日」とあるのは、 当該月については九日) が五十三日から国又は地方公共団体 「二百九日から国又は地方公共団体からの (当該日数が一月当たり十七日を超える場 (当該日数が を控除した日数」 派遣日数を除く。 当該月については四 が五十三日」 (当該日数が を控除した日数」と、)が百六日」とあるのは 月当たり九日を超える場合 とする。 とあるのは (当該日数が一 を控除した日数」と が五十三日」 診療日数に限る。 月当たり四日を 月 同条第二項第 (当該日数が を控除した 「診療日数 月当た 同号口 とある

(救急医療に係る基準)

号に定めるとおりとする。
『生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する)第三十条の四第二項第五号イに掲げる救急医療の確保に必要な事界一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。

(救急医療に係る基準)

• 二 (略)

(略)

五十以上であること。 五十以上であること。 五十以上であること。

(災害時における医療に係る基準)

事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げるの確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第二条 法第三十条の四第二項第五号ロに掲げる災害時における医療

·二 (略)

三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれかに該当すること。た 出該業務の実績 当該病院が次のいずれかに該当すること。 以上であること。

· (略)

(災害時における医療に係る基準)

事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げるの確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項界二条 法第三十条の四第二項第五号ロに掲げる災害時における医療

				pul	竺	
三月	二月月	月	以降の月数 令和二年二月 を配言まれる 月数	別表一	第三条~第五条	ロ・ハ (略) イ 時間外等加算 三 当該業務の実績
七百四十五	七百四十六	七百四十八	準 い し 受けて 要 は 地 合 の が 株 を か 素 な 業 を か		(略)) 三で除して得た 一で除して得た 三で除して得た
国又は地方公共団体からの要請	を七百四十六から控除した数 じて得た数を三で除して得た数 を受けて休業した日数に二を乗	を七百四十八から控除した数 じて得た数を三で除して得た数 を受けて休業した日数に二を乗 を受けて休業した日数に二を乗	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合の基準値(小数点以下一位未満の基準値(小数点ときは、これを四倍五入する。)			・ハ (略)
				(新設)	第三条~第五条 (略)	ロ・ハ (略)

 八月	七月月	六月月	五月	四月月	
771	71	771	7	771	
七百三十六	七百三十七	七百三十九	七百四十一	七百四十三	
を七百三十六から控除した数でで得た数を三で除して得た数を三で除して得た数を三を乗した日数に二を乗ります。	を七百三十七から控除した数じて得た数を三で除して得た数を三で除して得た数を三なりの要請国又は地方公共団体からの要請	を七百三十九から控除した数じて得た数を三で除して得た数を三で除して得た数を受けて休業した日数に二を乗回又は地方公共団体からの要請	を七百四十一から控除した数じて得た数を三で除して得た数を三で除して得た数国又は地方公共団体からの要請	を七百四十三から控除した数でで得た数を三で除して得た数を三で除して得た数を三を乗した日数に二を乗ります。	を七百四十五から控除した数を七百四十五から控除して得た数を三で除して得た数

十四月	十三月	十二月	十 月 月	十月月	九月
七百二十五	七百二十七	七百二十九	七百三十	七百三十二	七百三十四
を七百二十五から控除した数じて得た数を三で除して得た数を三で除して得た数目を受けて休業した日数に二を乗	を七百二十七から控除した数 じて得た数を三で除して得た数 を受けて休業した日数に二を乗 を受けて休業した日数に二を乗	を七百二十九から控除した数でで得た数を三で除して得た数を三で除して得た数目を乗	を七百三十から控除した数 じて得た数を三で除して得た数 を受けて休業した日数に二を乗 を受けて休業した日数に二を乗	を七百三十二から控除した数 じて得た数を三で除して得た数 を受けて休業した日数に二を乗	を七百三十四から控除した数 じて得た数を三で除して得た数 を受けて休業した日数に二を乗

二十月月	十九月	十 八 月	十七月	十六月	十 五 月
七百十四	七百十六	七百十八	七百二十	七百二十一	七百二十三
じて得た数を三で除して得た数を受けて休業した日数に二を乗を受けて休業した日数に二を乗	を七百十六から控除した数 じて得た数を三で除して得た数 を受けて休業した日数に二を乗	を七百十八から控除した数でで得た数を三で除して得た数を三で除して得た数に二を乗る受けて休業した日数に二を乗るでは地方公共団体からの要請	を七百二十から控除した数 じて得た数を三で除して得た数 を受けて休業した日数に二を乗	を七百二十一から控除した数 じて得た数を三で除して得た数 を受けて休業した日数に二を乗	を七百二十三から控除した数じて得た数を三で除して得た数を三を乗した日数に二を乗を受けて休業した日数に二を乗

二十六月	二 十 五 月	二十四月	二十三月	二 十 二 月	二 十 月	
二旦八	七百五五	七百七	七百九	七百十一	七百十二	
を受けて休業した日数に二を乗国又は地方公共団体からの要請	を七百五から控除した数 でで得た数を三で除して得た数 を七百五から控除したりの要請	を七百七から控除した数 じて得た数を三で除して得た数 を受けて休業した日数に二を乗	を七百九から控除した数 じて得た数を三で除して得た数 を受けて休業した日数に二を乗	を七百十一から控除した数 じて得た数を三で除して得た数 を受けて休業した日数に二を乗	を七百十二から控除した数 じて得た数を三で除して得た数 を受けて休業した日数に二を乗 を受けて休業した日数に二を乗	を七百十四から控除した数

		_
を五百九十六から控除した数じて得た数を三で除して得た数に二を乗を受けて休業した日数に二を乗を受けて休業した日数に二を乗	五百九十六	三月
を五百九十七から控除した数じて得た数を三で除して得た数に二を乗を受けて休業した日数に二を乗	五百九十七	二月月
を五百九十九から控除した数じて得た数を三で除して得た数に二を乗を受けて休業した日数に二を乗	五百九十九	月
国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日がある場合 の基準値(小数点以下一位未満 があるときは、これを四	準 い た 受けて休 書 か 本 な 業 な 素 な 素	以降の前三会計年 の前三会計年 月数 月数
		別 表 二
を七百三から控除した数		

(新設)

九 月	八月	七月月	六月	五月	四月
五百八十七	五百八十九	五 百 九 十	五 百 九 十 一	五百九十三	五百九十四
を五百八十七から控除した数じて得た数を三で除して得た数を三で除して得た数国又は地方公共団体からの要請	を五百八十九から控除した数じて得た数を三で除して得た数を三で除して得た数国又は地方公共団体からの要請	を五百九十から控除した数で元百九十から控除した得た数を三で除して得た数に二を乗を受けて休業した日数に二を乗	を五百九十一から控除した数じて得た数を三で除して得た数を三で除して得た数国又は地方公共団体からの要請	を五百九十三から控除した数じて得た数を三で除して得た数を三で除して得た数国又は地方公共団体からの要請	を五百九十四から控除した数 じて得た数を三で除して得た数 を受けて休業した日数に二を乗

十五月	十四月	十二月月	十二月	十月月	十月月
五百七十九	五百八十	五百八十一	五百八十三	五百八十四	五百八十六
じて得た数を三で除して得た数を受けて休業した日数に二を乗国又は地方公共団体からの要請	を五百八十から控除した数 じて得た数を三で除して得た数 を受けて休業した日数に二を乗 を受けて休業した日数に二を乗	を五百八十一から控除した数 じて得た数を三で除して得た数 を受けて休業した日数に二を乗 を受けて休業した日数に二を乗	を五百八十三から控除した数で五百八十三から控除して得た数を三で除して得た数配二を乗を受けて休業した日数に二を乗	を五百八十四から控除した数 じて得た数を三で除して得た数 を受けて休業した日数に二を乗 を受けて休業した日数に二を乗	を五百八十六から控除した数を五百八十六から控除して得た数を三で除して得た数を受けて休業した日数に二を乗を受けて休業した日数に二を乗

二十一月	二 十 月	十 九 月	十八月	十七月	十六月	
五百七十	五百七十一	五百七十三	五百七十四	五百七十六	八十十四田	
を受けて休業した日数に二を乗国又は地方公共団体からの要請	を五百七十一から控除した数でで得た数を三で除して得た数を三で除して得た数を三を乗した日数に二を乗ります。	を五百七十三から控除した数じて得た数を三で除して得た数を三で除して得た数国又は地方公共団体からの要請	を五百七十四から控除した数じて得た数を三で除して得た数を三で除して得た数国又は地方公共団体からの要請	を五百七十六から控除した数でで得た数を三で除して得た数を三で除して得た数を三を乗した日数に二を乗ります。	を五百七十七から控除した数 じて得た数を三で除して得た数 を受けて休業した日数に二を乗 を受けて休業した日数に二を乗	を五百七十九から控除した数

				Ι .	
二十六月	二十五月	二十四月	二十三月	二十二月	
五百六十三	五百六十四	五百六十六	五百六十七	五百六十八	
を五百六十三から控除した数じて得た数を三で除して得た数を三で除して得た数国又は地方公共団体からの要請	を五百六十四から控除した数 じて得た数を三で除して得た数 を受けて休業した日数に二を乗	を五百六十六から控除した数 じて得た数を三で除して得た数 を受けて休業した日数に二を乗	を五百六十七から控除した数じて得た数を三で除して得た数を三で除して得た数国又は地方公共団体からの要請	を五百六十八から控除した数 じて得た数を三で除して得た数 じて得た数を三で除して得た数	を五百七十から控除した数じて得た数を三で除して得た数